

参 考 資 料

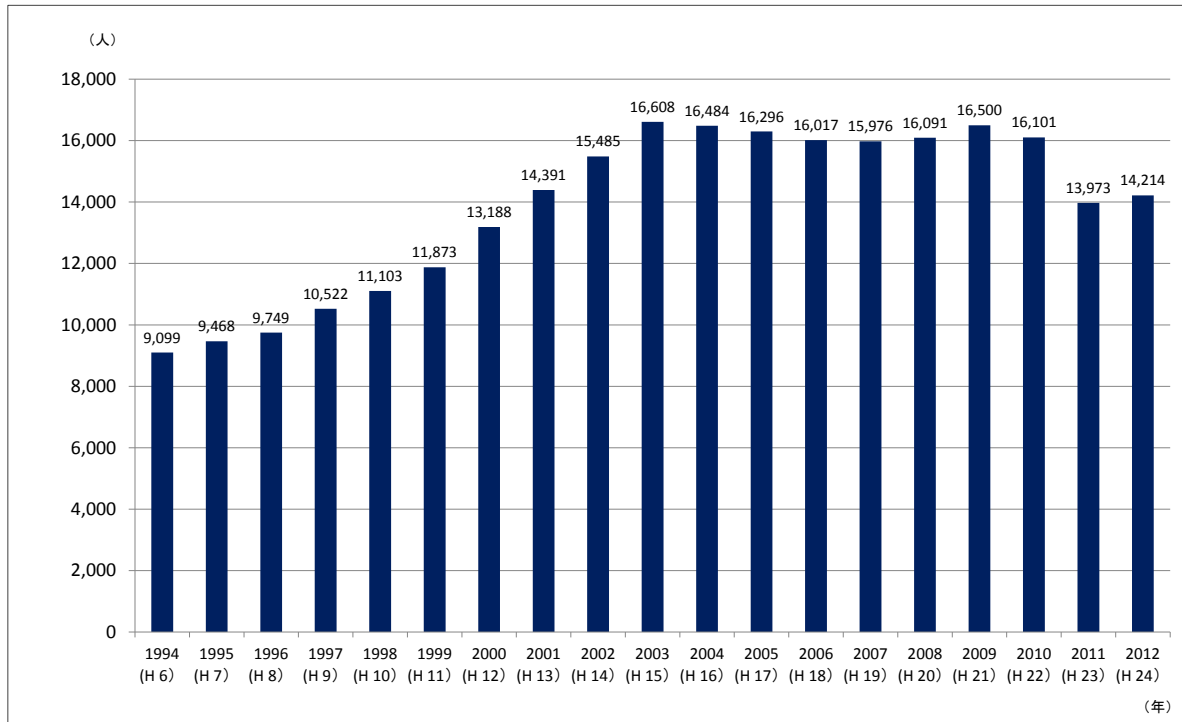
1 宮城県における外国人県民の概況	1
(1) 在住外国人数の推移	1
(2) 主な在留資格別在留外国人数の推移	1
(3) 国籍別在留外国人数の推移	2
(4) 在留資格の構成【宮城県・全国，2012年】	2
(5) 中国籍，韓国・朝鮮籍の在留資格の構成【2012年】	3
(6) 東日本大震災前後の在留資格別在留外国人数	4
(7) 東日本大震災前後の主な国籍別在留外国人数	4
(8) 各市町村別の在住外国人数【2012年】	5
(9) 年齢構成【2012年】	6
(10) 日本及び宮城県内の居住年数	6
(11) 今後の居住予定	7
(12) 国際結婚等の状況	8
2 外国人県民をとりまく現状	9
(1) 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さに関するもの	9
(2) 地域とのつながりの希薄さに関するもの	10
(3) コミュニケーションの困難さに関するもの	12
(4) 学習の機会の不足に関するもの	14
(5) 家族問題の増加・複雑化に関するもの	17
(6) 活躍の場の不足（就労，地域活動）に関するもの	19
3 多文化共生社会の形成の推進に関する条例 （平成19年宮城県条例第67号）	21
4 宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿	23

宮城県における外国人県民の概況

※2011(H23)年までは外国人登録者数，2012(H24)年は在留外国人人数

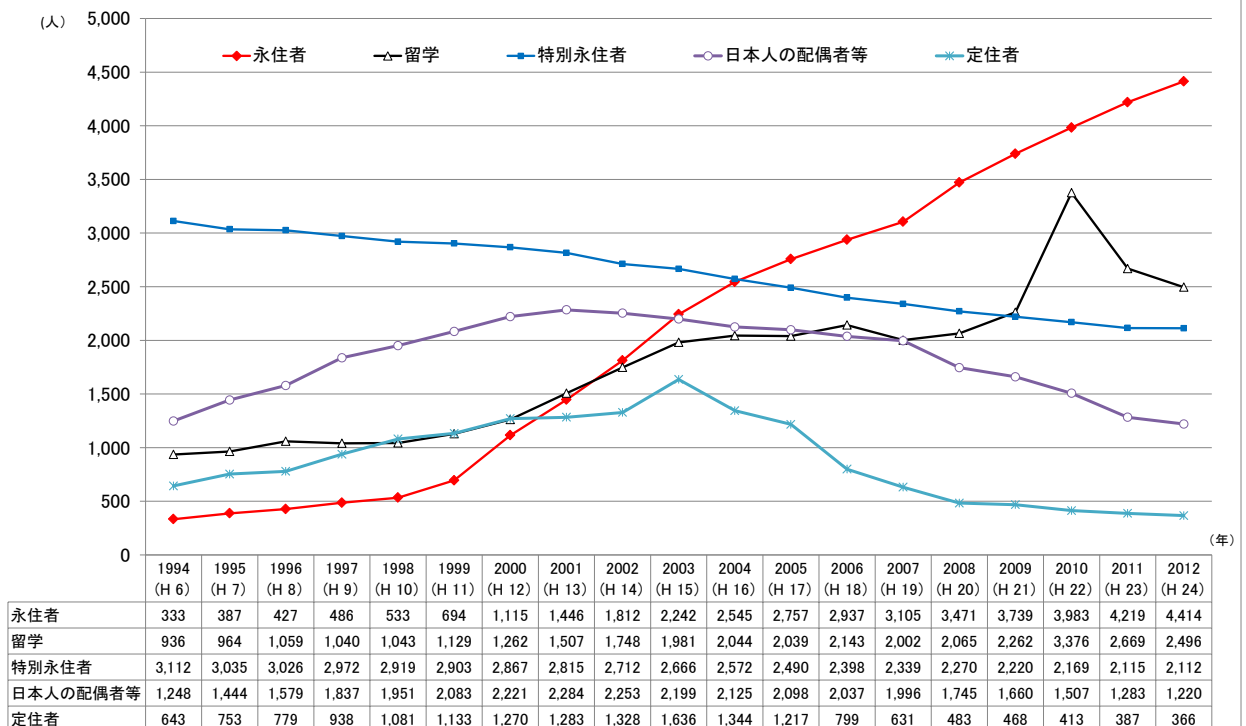
(1) 在住外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



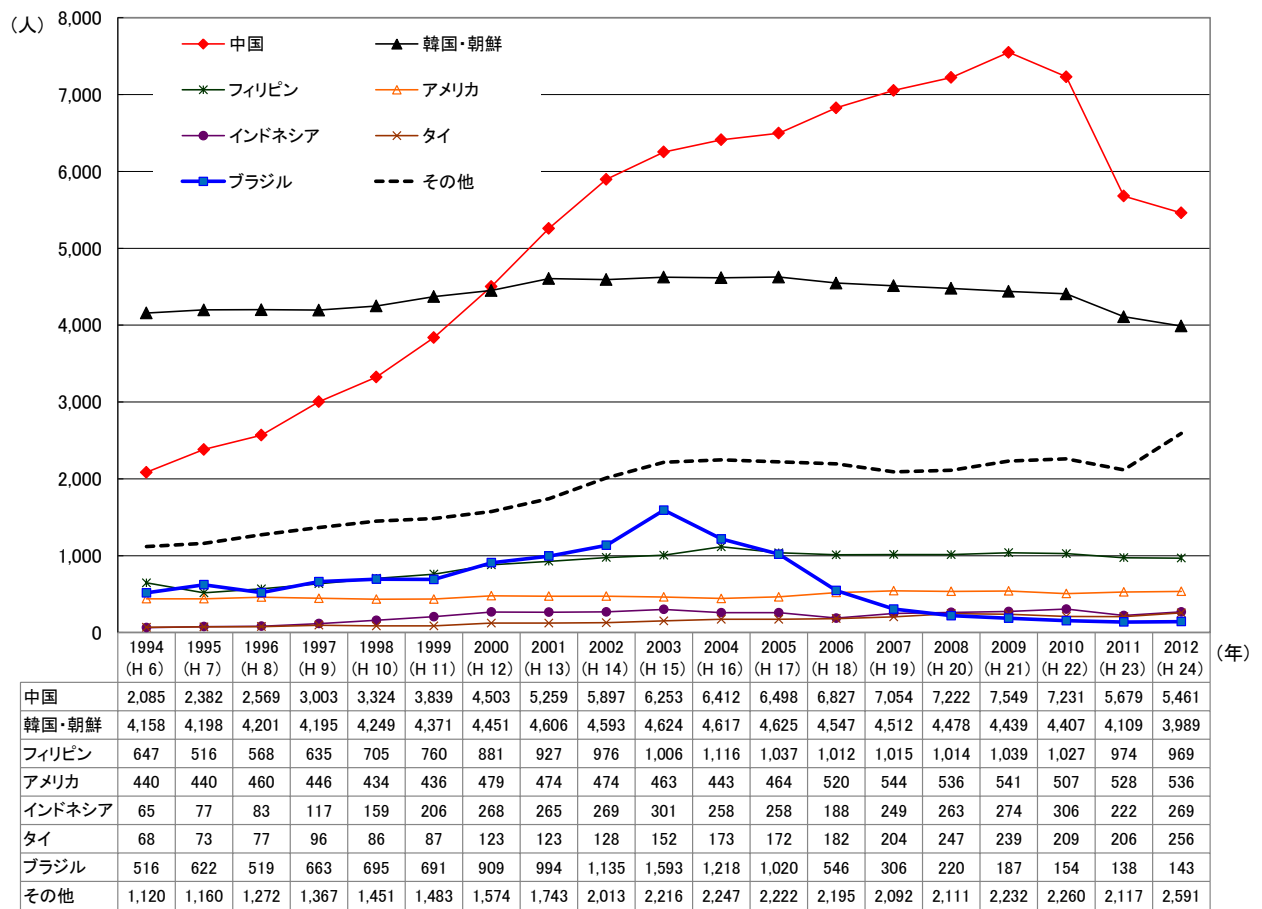
(2) 主な在留資格別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



(3) 国籍別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



(4) 在留資格の構成【宮城県・全国、2012年】

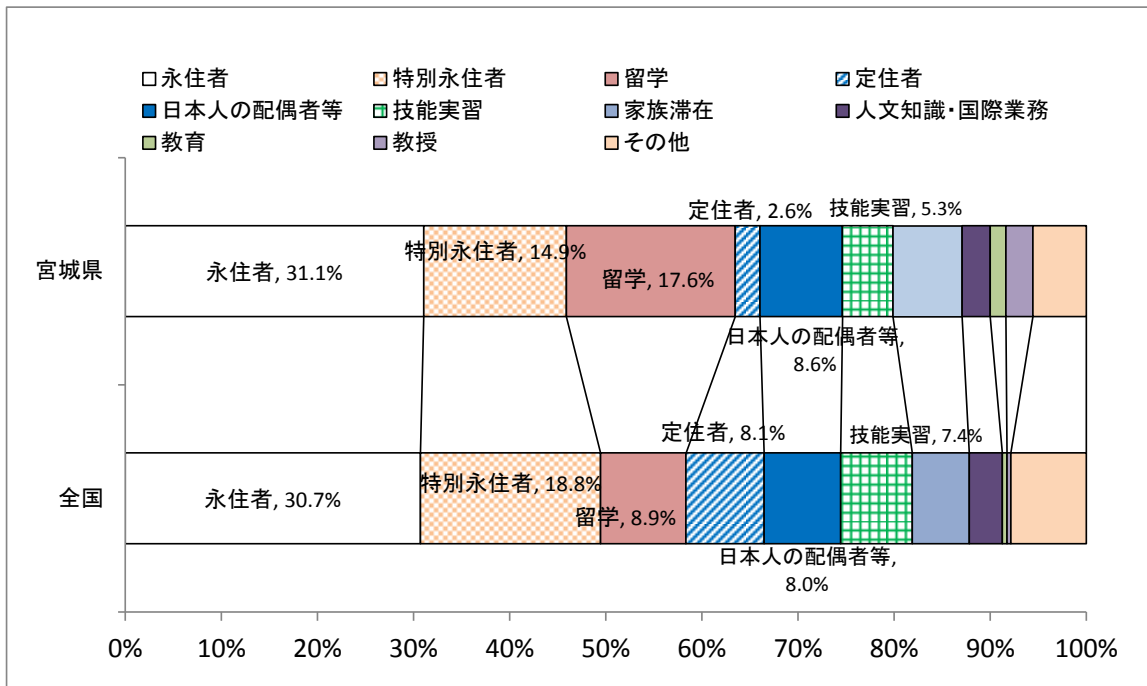
(法務省 在留外国人統計)

宮城県

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	4,414	31.1%
2	留学	2,496	17.6%
3	特別永住者	2,112	14.9%
4	日本人の配偶者等	1,220	8.6%
5	家族滞在	1,020	7.2%
6	技能実習	749	5.3%
7	人文知識・国際業務	415	2.9%
8	教授	399	2.8%
9	定住者	366	2.6%
10	教育	233	1.6%
-	その他	790	5.6%
計		14,214	100.0%

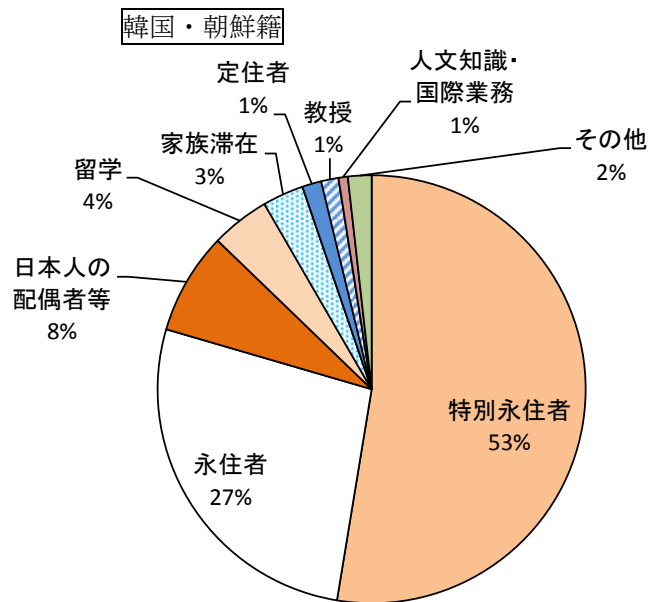
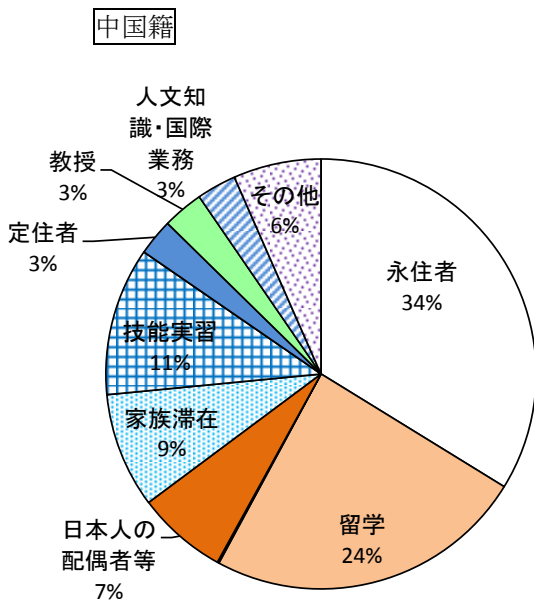
全国

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	624,501	30.7%
2	特別永住者	381,364	18.8%
3	留学	180,919	8.9%
4	定住者	165,001	8.1%
5	日本人の配偶者等	162,332	8.0%
6	技能実習	151,477	7.4%
7	家族滞在	120,693	5.9%
8	人文知識・国際業務	69,721	3.4%
9	教育	10,121	0.5%
10	教授	7,787	0.4%
-	その他	159,740	7.9%
計		2,033,656	100.0%



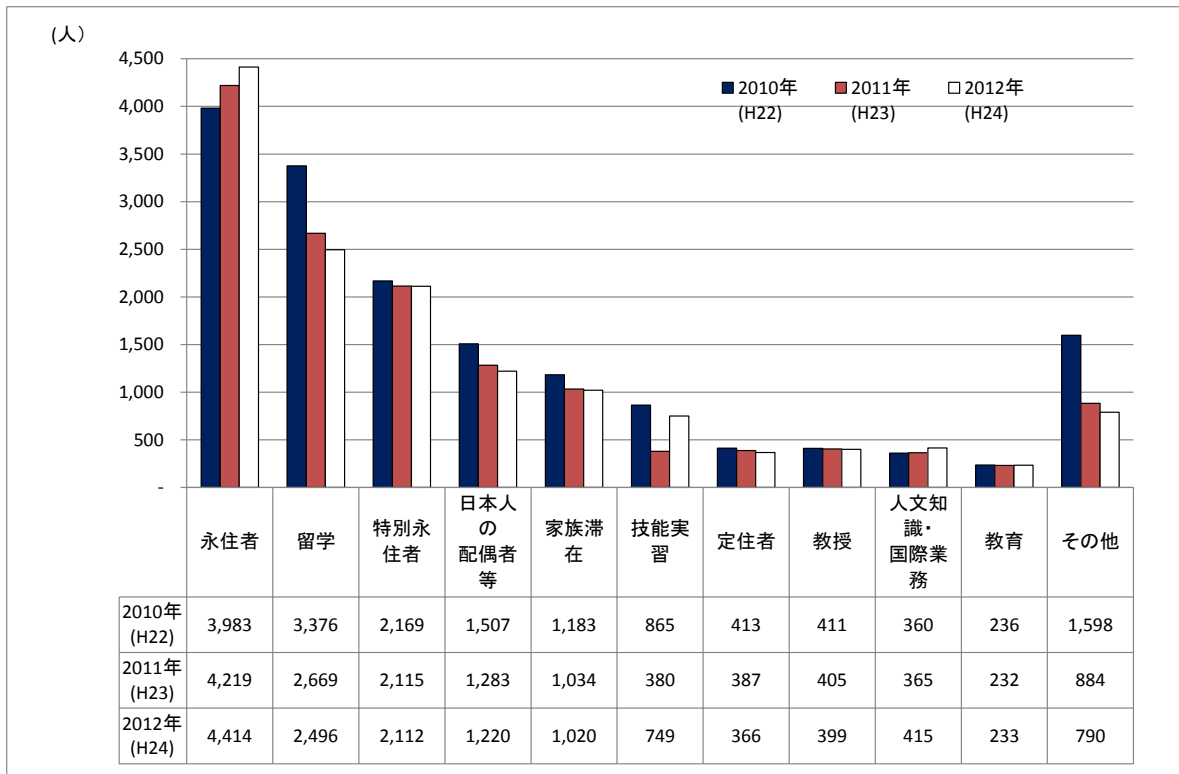
(5) 中国籍，韓国・朝鮮籍の在留資格の構成【2012年】

(法務省 在留外国人統計)



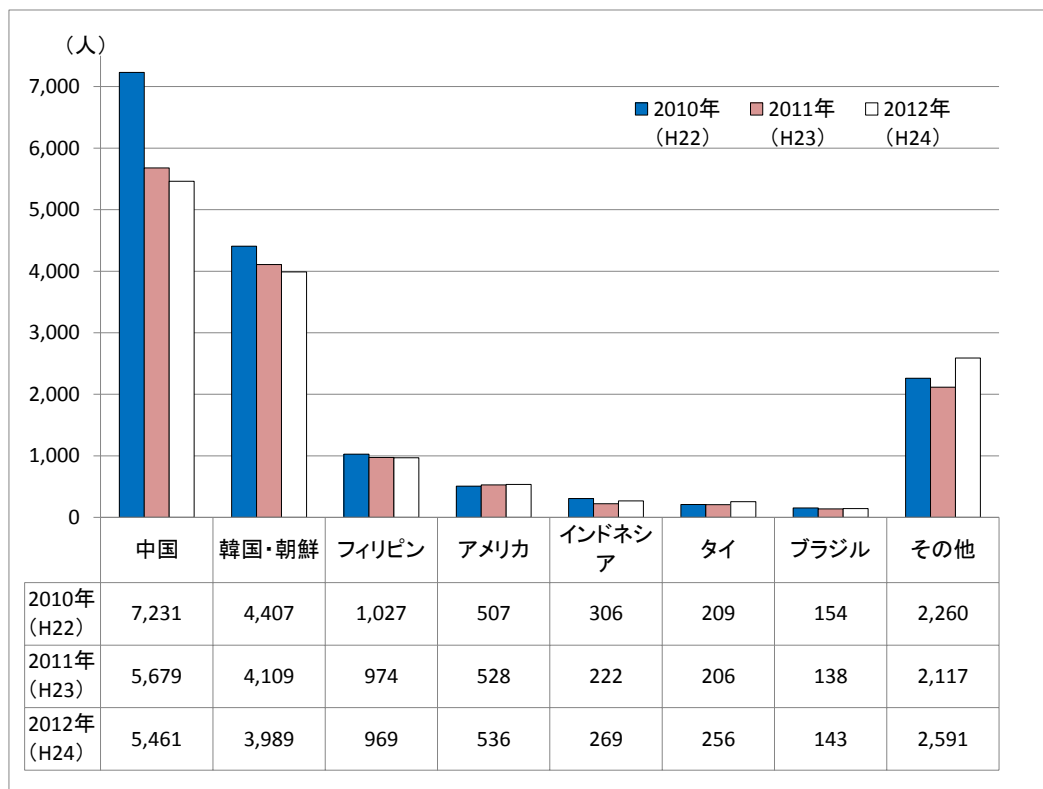
(6) 東日本大震災前後の在留資格別在留外国人数

(法務省 在留外国人統計)



(7) 東日本大震災前後の主な国籍別在留外国人数

(法務省在留外国人統計)



(8) 各市町村別の在住外国人数【2012年】

(法務省在留外国人統計)

(単位:人)

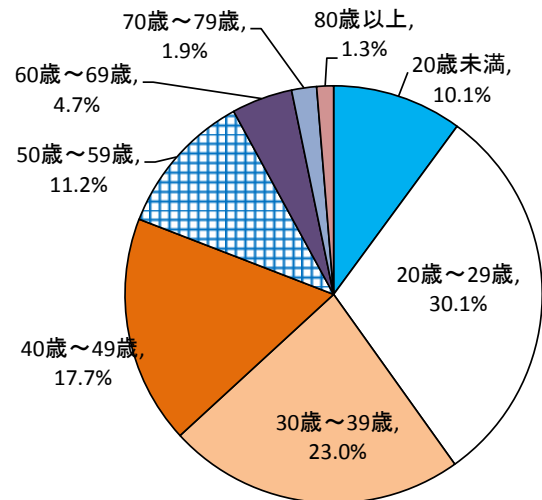
市 区 町 村	総 数	中 国	台 湾	韓 国・朝 鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペル ー	米 国	そ の 他
宮 城 県 仙 台 市	9,240	3,639	116	2,452	382	65	330	12	378	1,866
青 葉 区	4,790	2,145	68	970	141	28	147	7	145	1,139
宮 城 野 区	1,221	532	14	366	78	6	31	4	28	162
若 林 区	935	342	11	231	30	4	118	1	30	168
太 白 区	1,398	421	4	614	76	6	29	-	30	218
泉 区	896	199	19	271	57	21	5	-	145	179
石 巻 市	581	248	2	121	80	12	5	8	34	71
塩 竈 市	313	158	1	99	14	5	-	-	4	32
気 仙 沼 市	262	131	2	27	72	2	6	1	5	16
白 石 市	143	44	2	58	27	-	-	-	2	10
名 取 市	311	92	-	107	10	9	6	1	9	77
角 田 市	149	76	-	24	28	1	-	2	5	13
多 賀 城 市	281	100	2	116	14	6	5	-	7	31
岩 沼 市	129	56	3	35	9	5	1	-	1	19
登 米 市	313	142	-	83	48	1	3	-	9	27
栗 原 市	276	93	1	102	29	8	9	-	9	25
東 松 島 市	80	23	2	35	10	-	-	1	6	3
大 崎 市	620	173	21	225	75	5	3	1	12	105
刈 田 郡										
蔵 王 町	39	9	-	16	11	-	-	-	-	3
七ヶ宿 町	12	5	-	4	-	1	-	-	-	2
柴 田 郡										
大 河 原 町	93	23	-	26	17	2	-	-	7	18
村 田 町	33	7	-	13	6	-	1	-	3	3
柴 田 町	162	66	6	43	9	-	4	-	1	33
川 崎 町	38	10	-	23	3	-	-	-	2	-
伊 具 郡										
丸 森 町	105	26	8	21	14	3	4	-	3	26
亘 理 郡										
亘 理 町	86	30	-	18	17	4	-	-	2	15
山 元 町	52	17	1	13	8	5	-	-	1	7
宮 城 郡										
松 島 町	34	4	6	12	9	-	-	-	-	3
七ヶ浜 町	61	12	1	12	4	-	-	10	8	14
利 府 町	101	29	2	39	8	2	-	-	6	15
黒 川 郡										
大 和 町	99	9	1	62	8	2	1	-	1	15
大 郷 町	30	12	-	8	2	1	-	-	1	6
富 谷 町	117	26	-	61	6	2	-	-	4	18
大 衡 村	39	-	-	17	1	-	-	-	1	20
加 美 郡										
色 麻 町	31	13	-	9	3	-	-	-	1	5
加 美 町	94	30	1	35	9	1	4	-	6	8
遠 田 郡										
涌 谷 町	50	14	1	25	7	-	-	-	1	2
美 里 町	72	18	-	34	9	-	-	-	4	7
牡 鹿 郡										
女 川 町	76	58	-	8	5	1	-	1	-	3
本 吉 郡										
南 三 陸 町	92	68	-	6	15	-	-	-	3	-
合 計	14,214	5,461	179	3,989	969	143	382	37	536	2,518

(9) 年齢構成【2012年】

(法務省在留外国人統計)

(単位:人)

年齢区分	計	男性	女性	年代構成比
20歳未満	1,433	730	703	10.1%
20歳～29歳	4,272	2,123	2,149	30.1%
30歳～39歳	3,274	1,366	1,908	23.0%
40歳～49歳	2,516	801	1,715	17.7%
50歳～59歳	1,588	481	1,107	11.2%
60歳～69歳	671	282	389	4.7%
70歳～79歳	275	116	159	1.9%
80歳以上	185	65	120	1.3%
計	14,214	5,964	8,250	100.0%

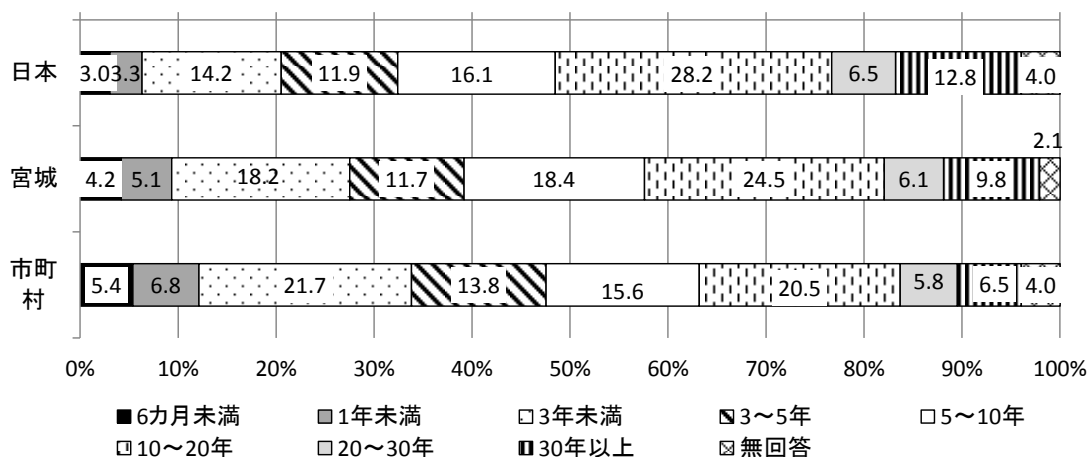


(10) 日本及び宮城県内の居住年数

(平成24年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=429)

	日本		宮城		市町村	
	人	%	人	%	人	%
6か月未満	13	3.0%	18	4.2%	23	5.4%
6か月以上1年未満	14	3.3%	22	5.1%	29	6.8%
1年以上3年未満	61	14.2%	78	18.2%	93	21.7%
3年以上5年未満	51	11.9%	50	11.7%	59	13.8%
5年以上10年未満	69	16.1%	79	18.4%	67	15.6%
10年以上20年未満	121	28.2%	105	24.5%	88	20.5%
20年以上30年未満	28	6.5%	26	6.1%	25	5.8%
30年以上	55	12.8%	42	9.8%	28	6.5%
無回答	17	4.0%	9	2.1%	17	4.0%
計	429	100%	429	100%	429	100%

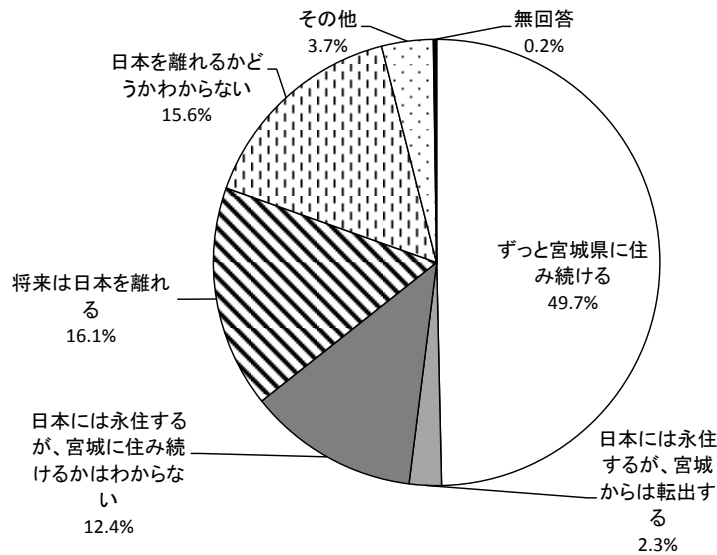


(11) 今後の居住予定

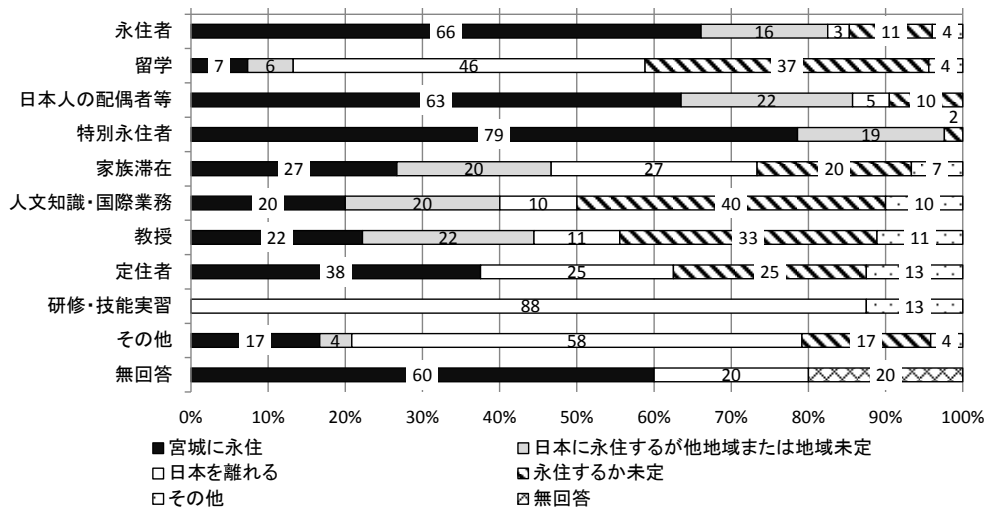
(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=429)

	人	%
ずっと宮城に住み続ける	213	49.7%
日本には永住するが、宮城からは転出する	10	2.3%
日本には永住するが、宮城に住み続けるかはわからない	53	12.4%
将来は日本を離れる	69	16.1%
日本を離れるかどうかわからない	67	15.6%
その他	16	3.7%
母国との間を一定期間往復する	7	1.6%
一旦帰国してから、戻るか考える	3	0.7%
仕事がある限り宮城に残る	2	0.5%
無回答	4	0.9%
無回答	1	0.2%
計	429	100%



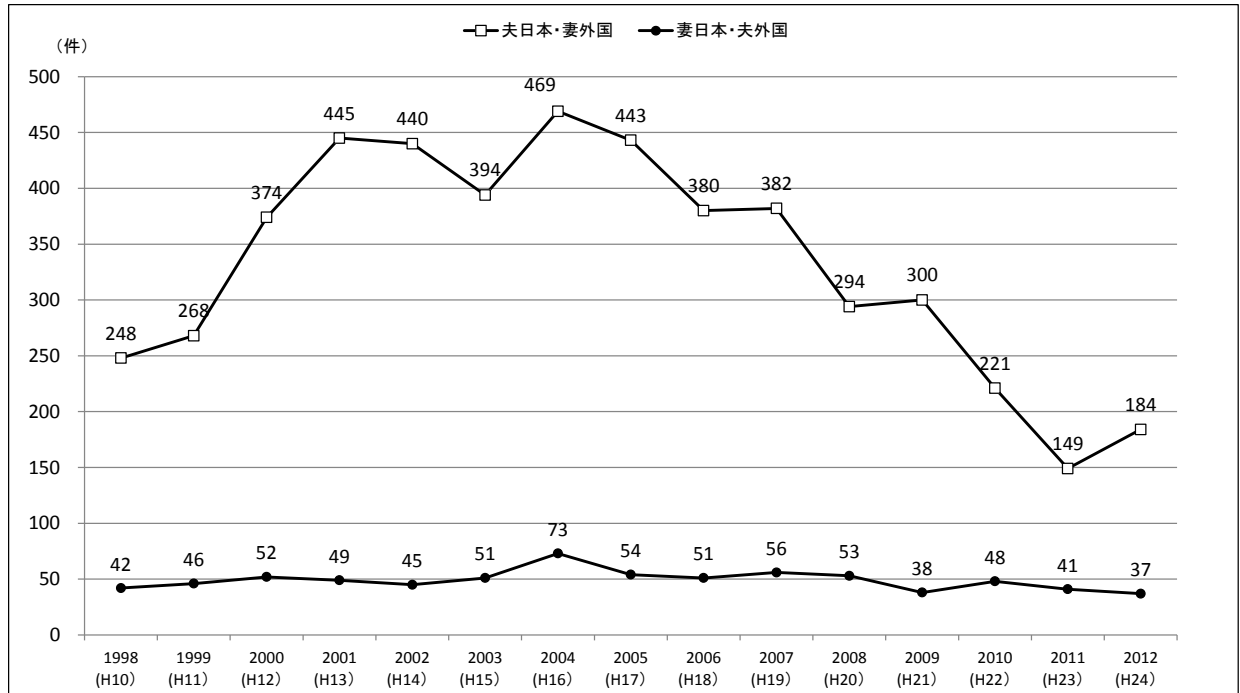
(参考) 在留資格別の居住予定 (N=429)



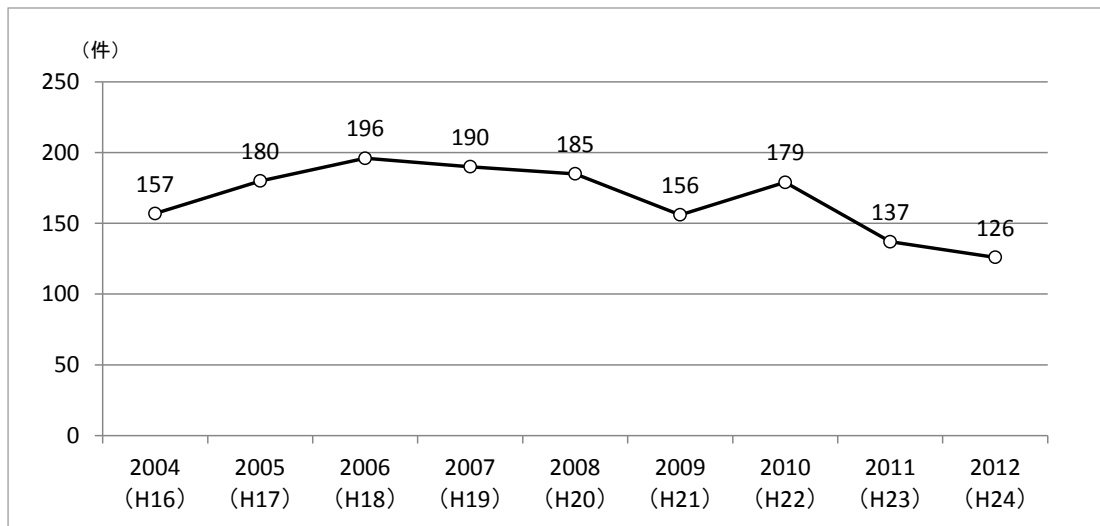
(12) 国際結婚等の状況

(厚生労働省 人口動態統計)

① 国際婚姻件数



② 妻が外国人の離婚件数



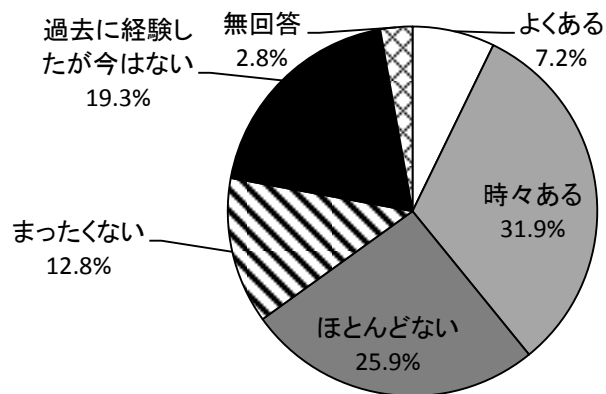
外国人県民をとりまく現状

(1) 外国人県民 に対する理解の不足・認識の低さに関するもの

① 生活上、外国人だということでのいやな経験やつらい思いをした（している）経験

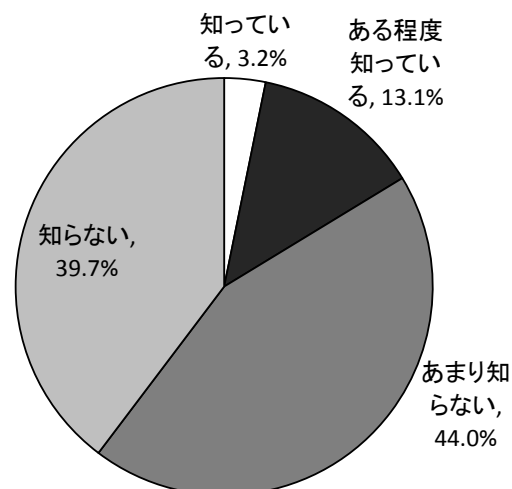
（平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査（N=429））

	人	%
よくある	31	7.2%
時々ある	137	31.9%
ほとんどない	111	25.9%
まったくない	55	12.8%
過去に経験したが今はない	83	19.3%
無回答	12	2.8%
合計	429	100%



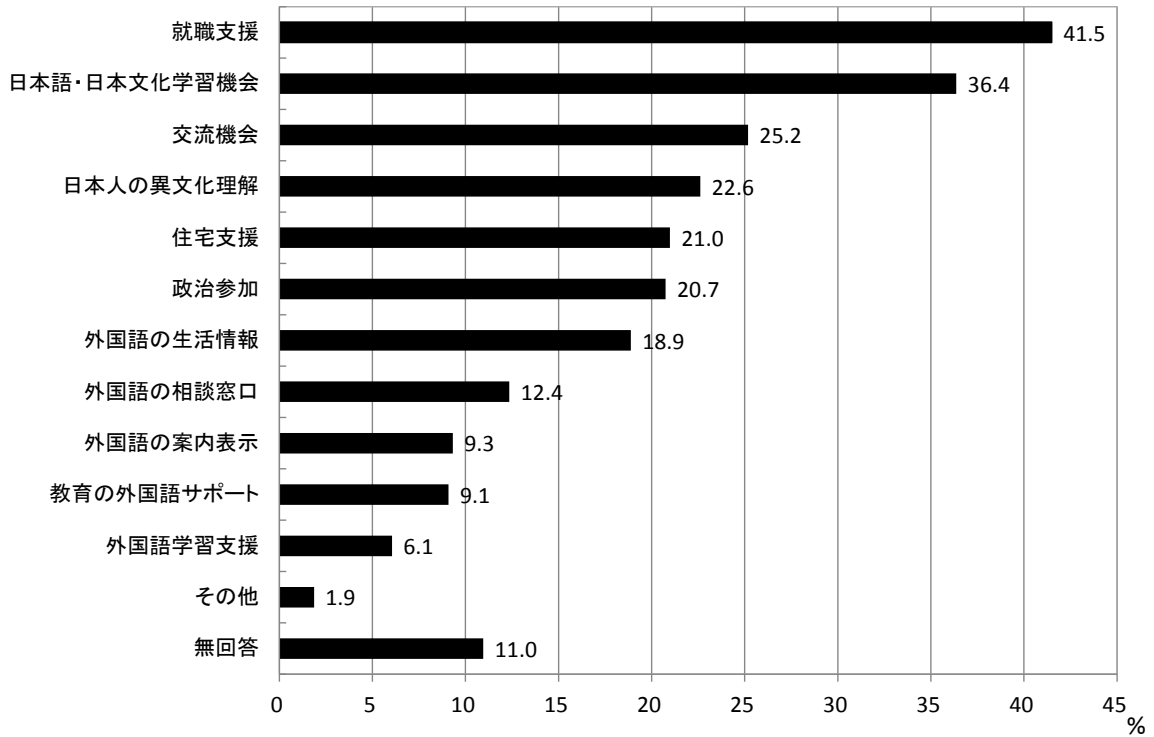
② 県が多文化共生の取組を行っていたことについての認知度

（平成 23 年宮城県県民意識調査結果）



③ 行政への希望

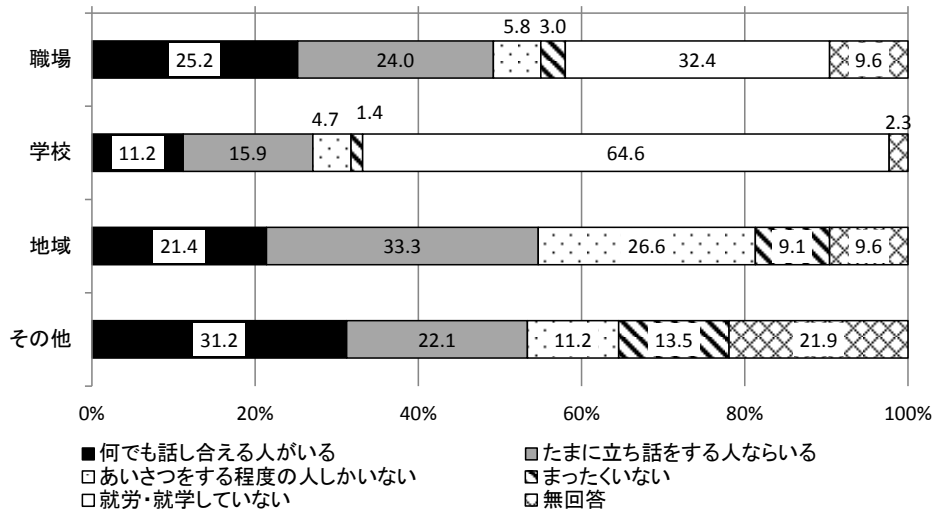
(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=429))



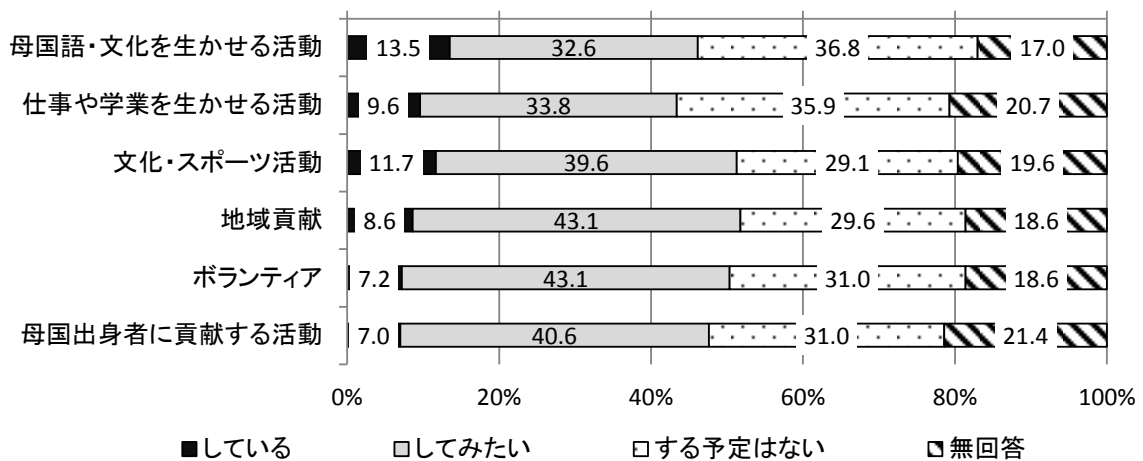
(2) 地域とのつながりの希薄さに関するもの

平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査

① 現在仲良くしている地域の日本人の有無 (N=429)



② 社会活動の有無 (N=429)



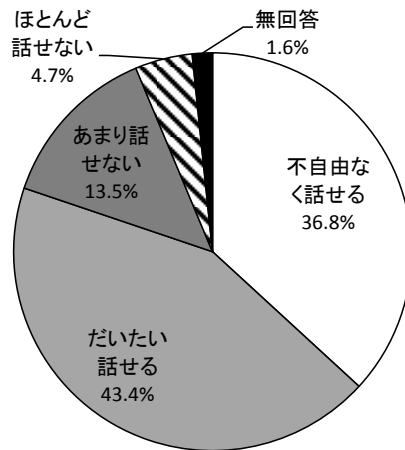
③ 東日本大震災での津波に関する情報の入手方法 (N=239)

	人	%
誰からも聞かない	68	28.5
家族	50	20.9
配偶者	27	11.3
子ども	7	2.9
親	7	2.9
その他家族	4	1.7
職場・学校	31	13.0
近所の人	30	12.6
日本人の友人・知人	19	7.9
母国出身の友人・知人	10	4.2
知らない人	8	3.3
その他の友人・知人	6	2.5
その他	44	18.4
ラジオ	17	7.1
テレビ	11	4.6
防災無線・サイレン	3	1.3
無回答	11	4.6
計	239	100

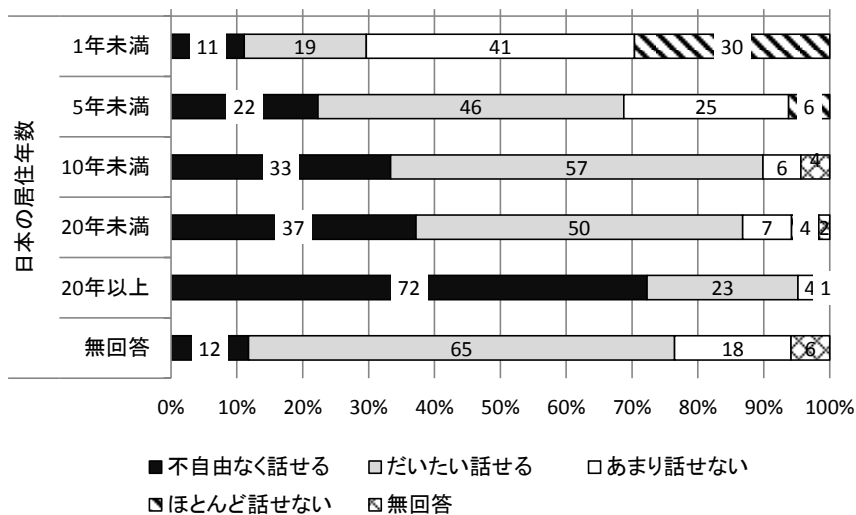
(3) コミュニケーションの困難さに関するもの

平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査

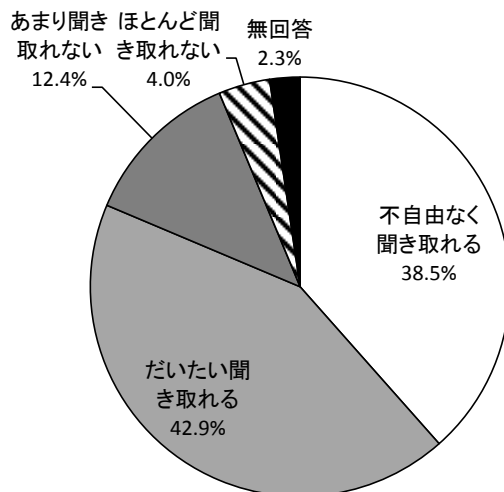
① 話す能力 (N=429)



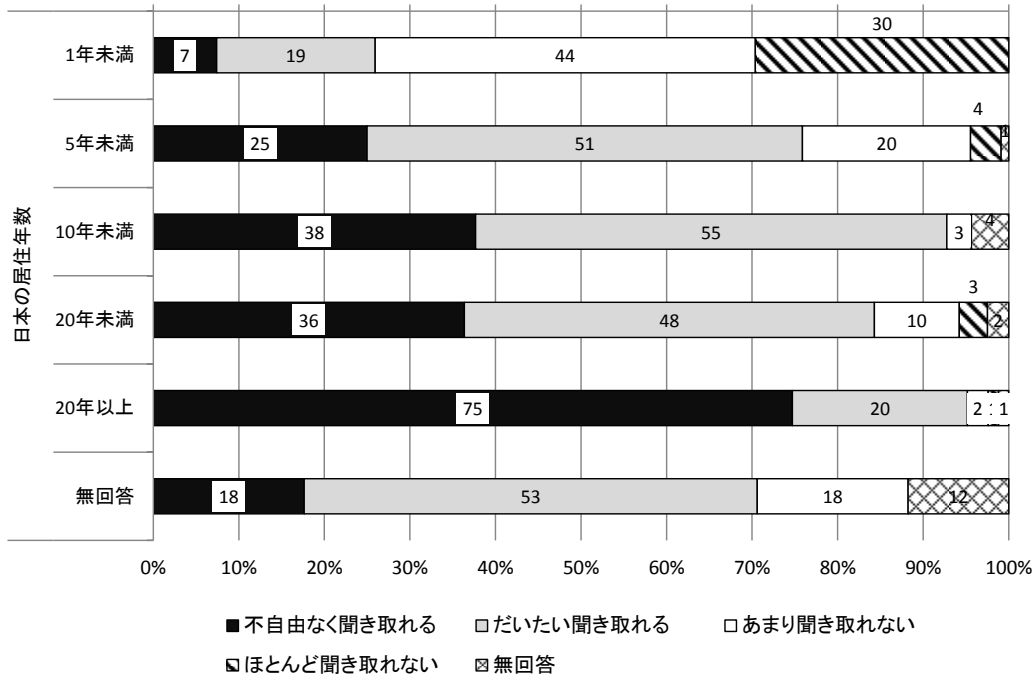
② 日本の居住年数別の話す能力 (N=429)



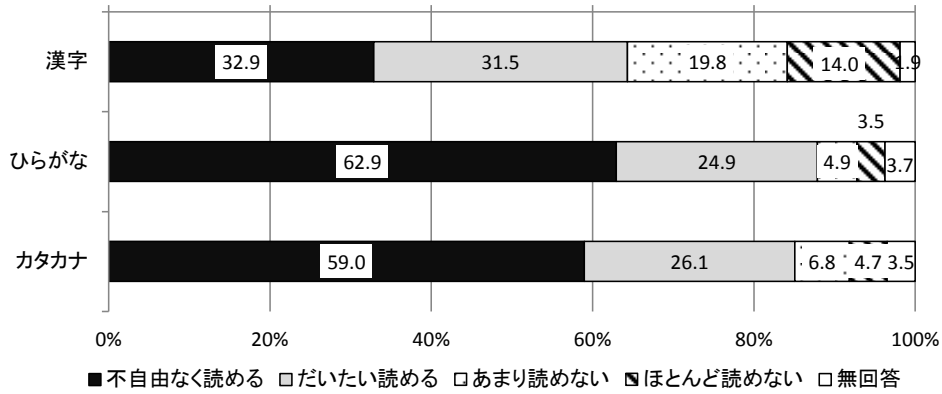
③ 聞く能力 (N=429)



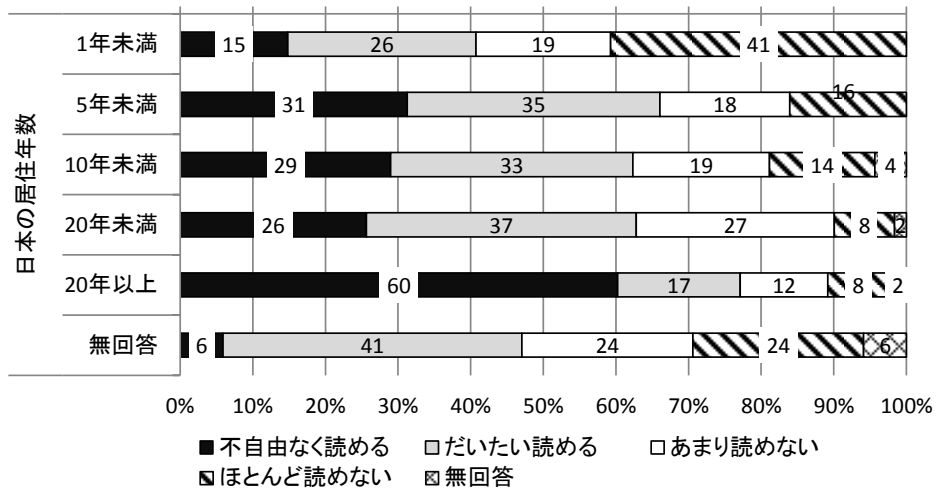
④ 日本の居住年数別の聞く能力 (N=429)



⑤ 読む能力 (N=429)



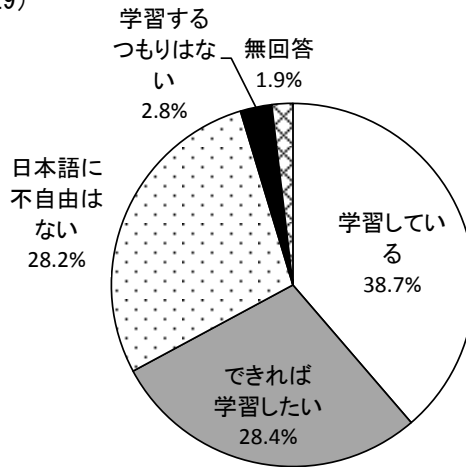
⑥ 日本の居住年数別の漢字を読む能力 (N=429)



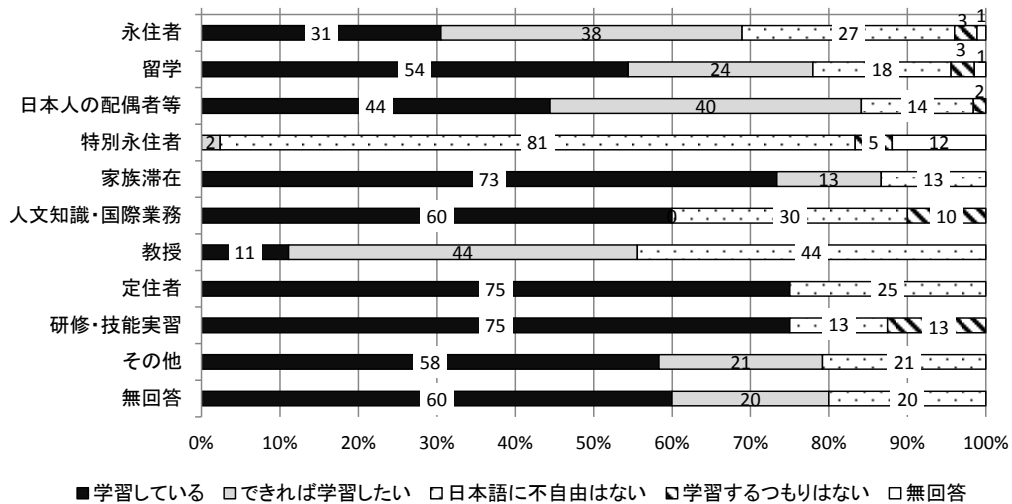
(4) 学習の機会の不足に関するもの

平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (①～⑥)

① 日本語の学習状況 (N=429)



② 在留資格別の日本語学習状況 (N=429)



③ 日本居住年数別の日本語学習状況 (N=429)

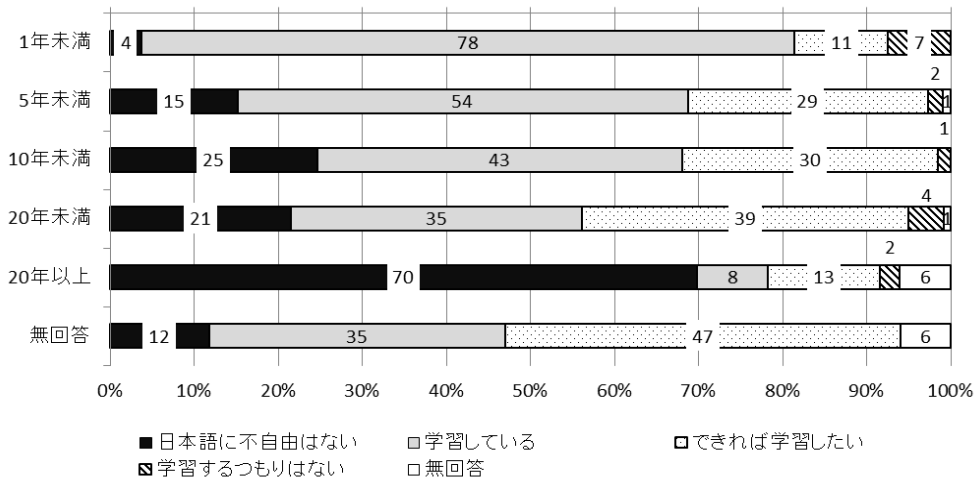
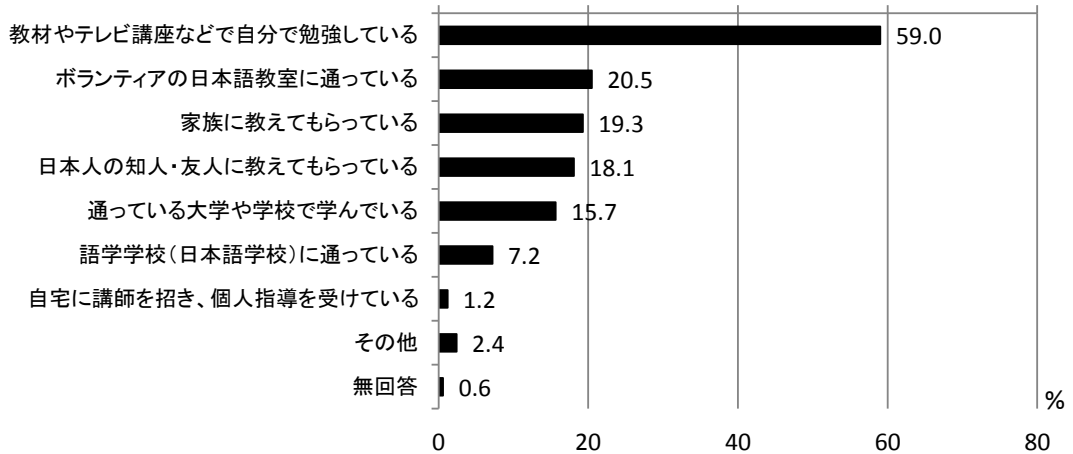
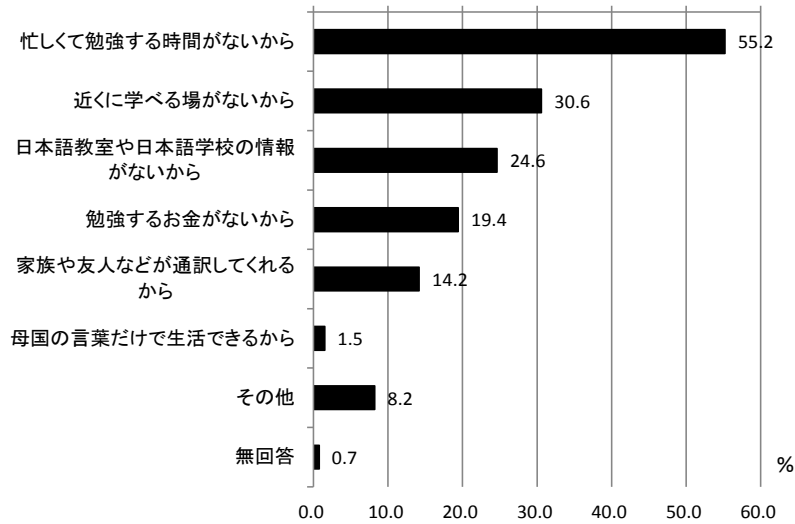


図14-4 在日年数別日本語の学習状況の分布 (N = 429)

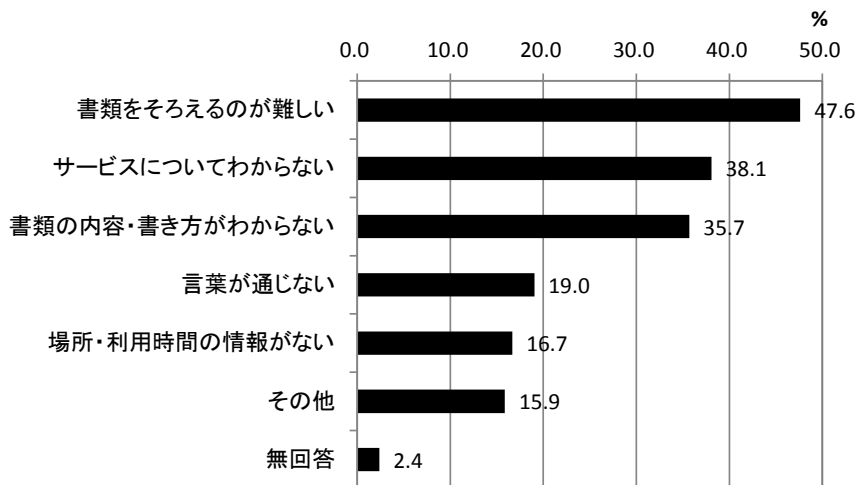
④ 日本語の学習方法（複数回答 N=166）



⑤ 日本語を学習しない理由（複数回答 N=134）

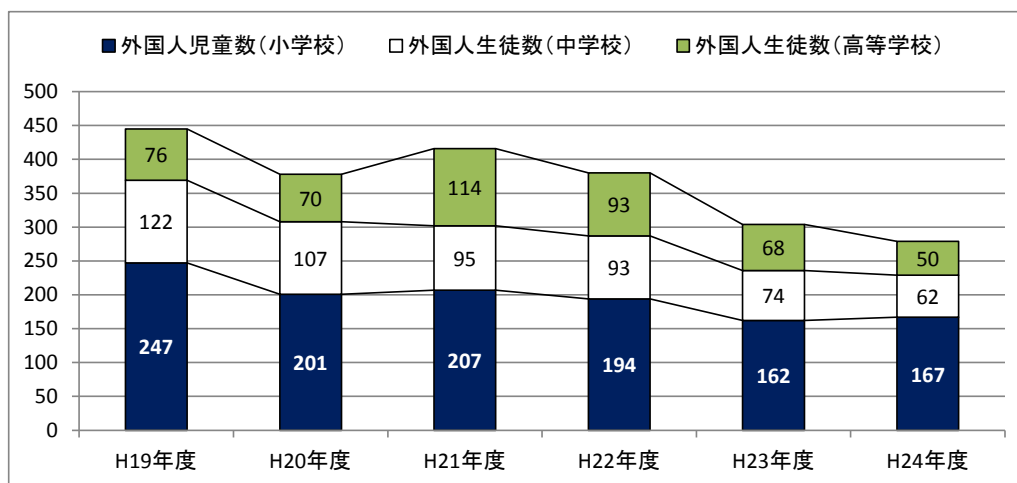


⑥ 行政施設を利用するときに困ったこと (N=429)



⑦外国人児童・生徒数

(学校基本統計調査 (文部科学省・宮城県データ))



⑧日本語指導が必要な児童生徒の受入状況

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」等

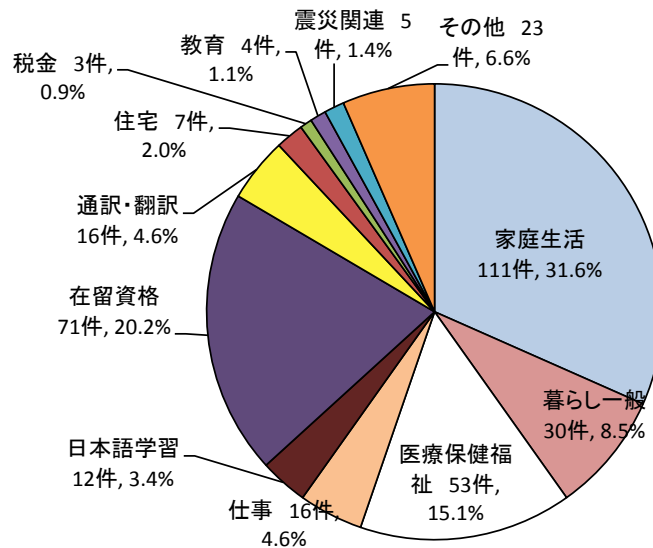
(文部科学省・宮城県データ)

H19年度		H20年度		H22年度		H24年度	
児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
96	58	102	56	100	56	69	37

(5) 家族問題の増加・複雑化に関するもの

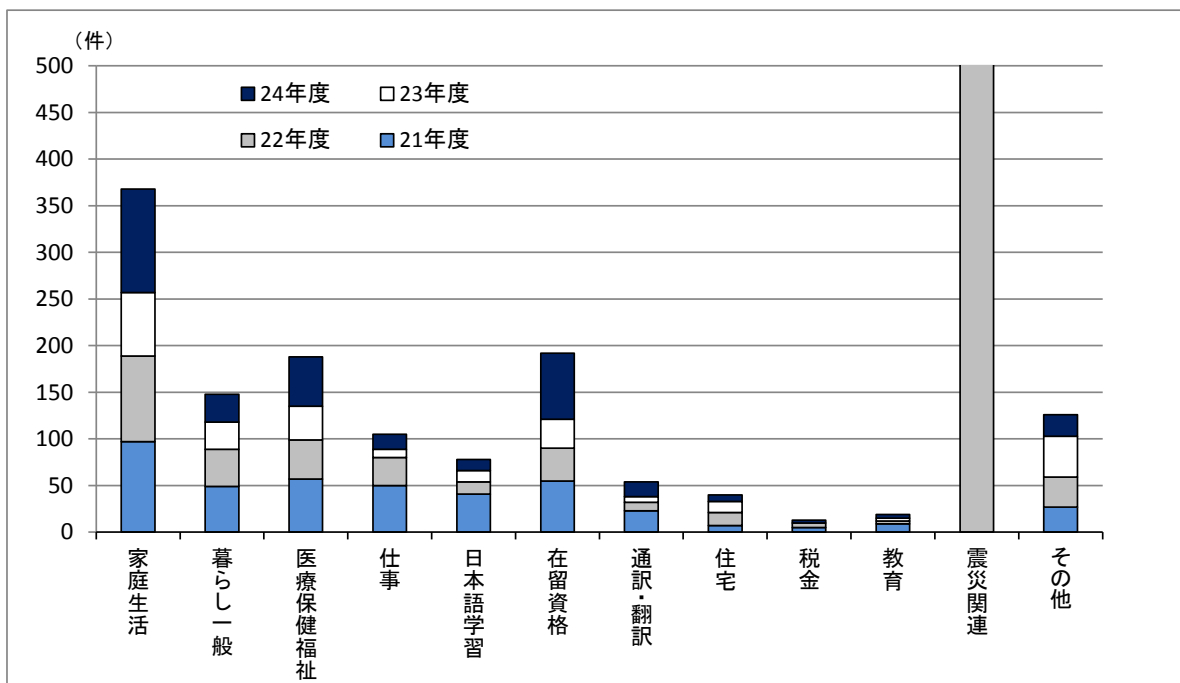
① みやぎ外国人相談センターの相談内容（H24年度：351件）

（宮城県国際経済・交流課調べ）



② みやぎ外国人相談センターの相談件数の推移（H21年度～H24年度）

（宮城県国際経済・交流課調べ）



③ 子育てに関する悩み

(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

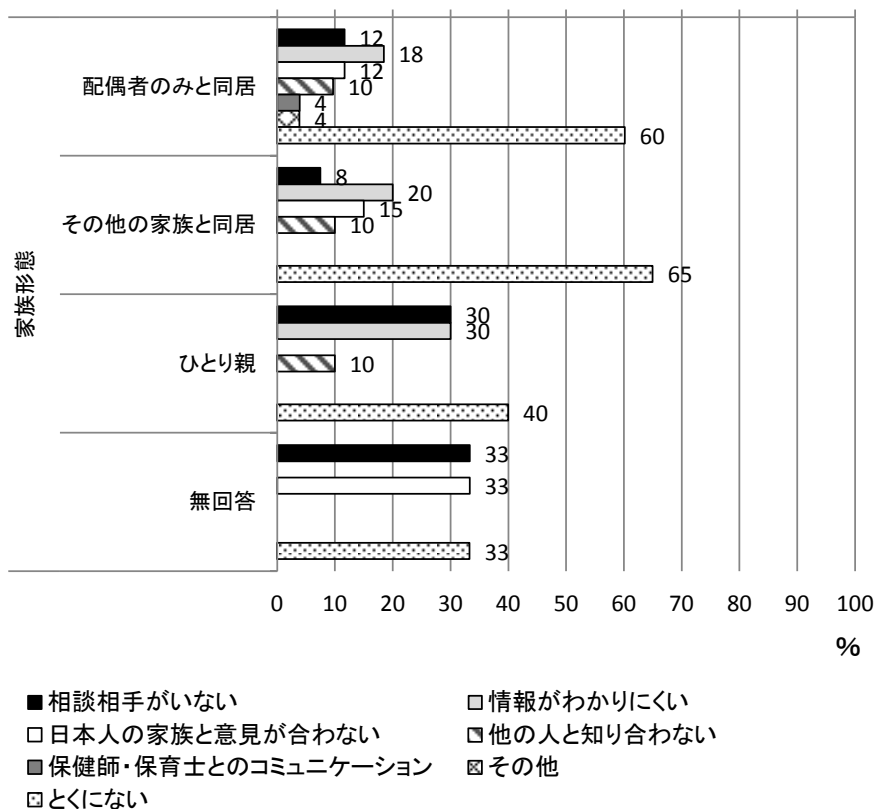
(N=167)

	人	%
情報がわかりにくい	30	18.0
相談相手がない	19	11.4
日本人の家族と意見が合わない	19	11.4
他の子育てしている人と知り合わない	15	9.0
保健師・保育士とのコミュニケーション	4	2.4
その他	1	0.6
とくにない	93	55.7
無回答	11	6.6
計	167	100.0

④ 家族形態別の子育ての悩み

(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=156)

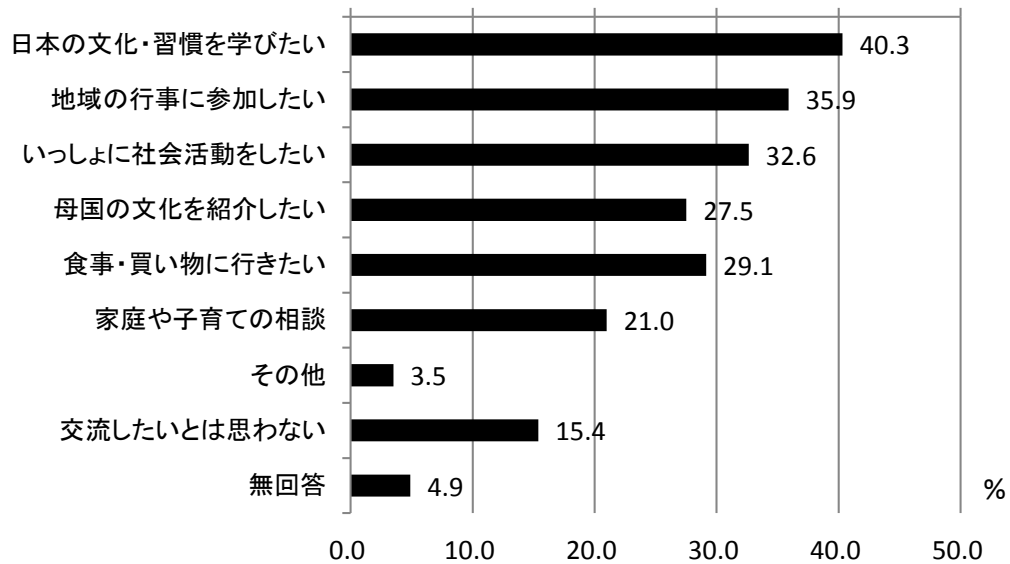


(6) 活躍の場の不足（就労，地域活動）に関するもの

① 地域の日本人との交流希望の内容

(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

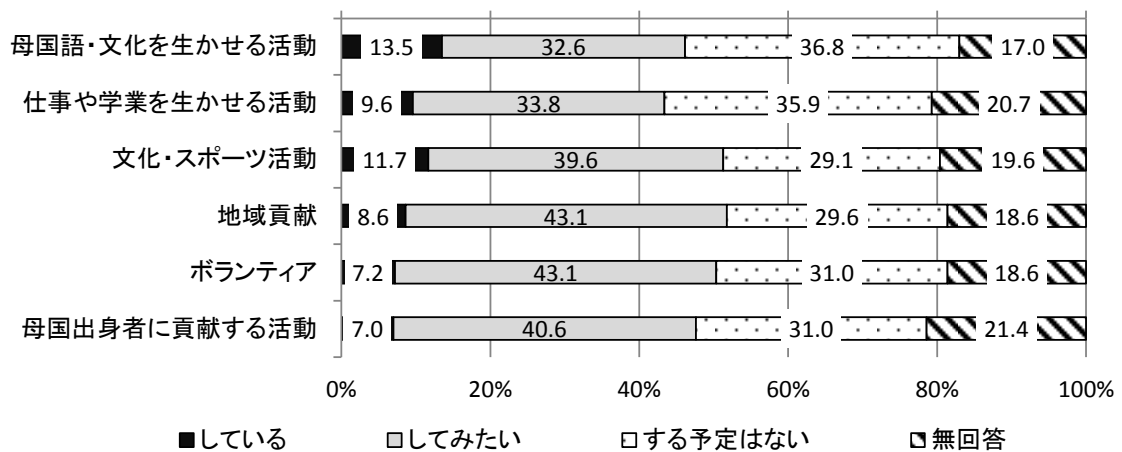
(複数回答 N=429)



② 社会活動参加の有無・希望

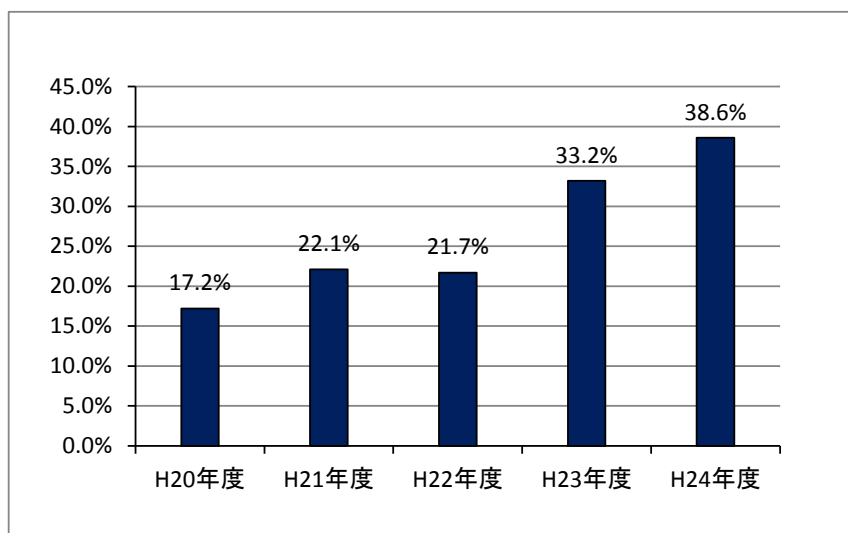
(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=429)



③ 県内永住者の就職率（新規求職受理件数に対する就職件数）

（宮城労働局調べ）



④ 外国人雇用状況の届出状況

（厚生労働省データ）

	H20	H21	H22	H23	H24
外国人雇用事業所数		754	864	839	882
外国人労働者数計	3,185	3,689	4,228	3,456	3,816
専門的・技術的分野の在留資格	698	818	927	968	966
うち技術	68	79	98	105	91
うち人文知識・国際業務	155	190	216	252	265
特定活動(技能実習生を含む)	858	1,080	1,198	11	15
技能実習			22	395	604
資格外活動(留学)	769	828	971	921	991
資格外活動(その他)	59	85	102	81	84
永住者	475	519	584	658	745
日本人の配偶者等	235	263	299	307	298
永住者の配偶者等	8	12	17	17	18
定住者	83	84	108	98	95

多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日
宮城県条例第六十七号

(目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。
 - 二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。
- 3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第十四条 知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県多文化共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、多文化共生社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事は、委員構成における国籍、民族等の多様性の確保に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十八条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第十九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する事項)

第二十条 第十四条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(議会への報告)

第二十一条 知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十二條 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県多文化共生社会推進審議会の委員	出席一回につき	11,600円	6級
--------------------	---------	---------	----

宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿

任期 平成23年12月1日～平成25年11月30日

	所属・役職	氏 名	備考
1	仙台市立八幡小学校教諭	あべ みちよ 阿部 実智代	
2	東北大学大学院教育学研究科准教授	い いんじゃ 李 仁子	
3	宮城教育大学附属国際理解教育研究センター教授	いちのせ ともり 市瀬 智紀	会長
4	宮城県商工会連合会専務理事	かとう きょうじ 加藤 亨二	
5	行政書士金東暎事務所代表	きん とうえい 金 東暎	
6	みやぎ外国人相談センター相談員	こせき いちえ 小関 一絵	
7	東北大学国際交流センター教授	すえまつ かずこ 末松 和子	副会長
8	宮城労働局職業安定部長	ふじなみ たつや 藤浪 竜哉	
9	前宮城県女性相談センター次長	ふるやま しづえ 古山 しづ江	
10	公募委員	みやざわ いざべる 宮澤 イザベル	

五十音順・敬称略